

熊本市立北部中学校 いじめ防止基本方針 H31・1改定

はじめ

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。学校におけるいじめは大きな社会問題となっており、これまでもいじめを背景として生徒が自ら命を絶つという痛ましい事件が発生している。

近年、インターネットの急速な普及や価値観の変化、様々なストレスなど、子どもたちを取りまく環境が大きく変わり、いじめも陰湿化、集団化するなど、その態様も複雑化している状況である。

本市においては、本市教育委員会が中心となって、「いじめは絶対に許さない」という強い意識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努め、家庭・地域・関係機関等と連携し、「いじめ根絶」に向け取り組んできたところである。

また、「徳・知・体」の調和のとれた教育を目指しており、特に子どもたちの豊かな人間性の育成のため、道徳教育を中心に全ての教育活動の中で、様々な体験活動を通した心の教育を推進してきたところである。

熊本市立北部中学校いじめ防止基本方針（以下「本校の基本方針」という。）は、子どもの尊厳を保持する目的の下、国・県・市・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携して、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、学校におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向

（1）いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。

いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目指して行われなければならない。

そのためには、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを児童生徒が十分に理解し、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。また、いじめを解決していくプロセスの中で、そこに関わる児童生徒や大人の人間的な成長を重視しながら行われなければならない。

これらに加えて、いじめの防止等の対策は、いじめられた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市、学校、家庭、地域その他の関係者が連携し、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(2) いじめの定義

法第2条において、いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

「一定の人的関係」とは、学校内外を問わず、学校・学級・部活動・塾・スポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている何らかの人間関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

(3) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。

とりわけ、いやがらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら、被害も加害も経験する。「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

また、いじめの加害者・被害者という二者関係のみならず、学級や部活動等の所属集団においては、いじめをはやし立てたり面白がったりする「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、児童生徒全体にいじめを許さない雰囲気形成されるようにする必要がある。

2 学校の基本方針の内容

本校の基本方針は、いじめの問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関間の連携等を、より実効的なものにするため、学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止等のための取組を定めるものである。

本校の基本方針に沿った対策を実現するため、学校・地域社会に法の趣旨・目的を周

知し、いじめに対する意識改革を促し、いじめの問題への正しい理解を広めるとともに、子どもをきめ細かく見守る体制の整備、教職員の対応能力の向上及び対応時間を確保し、十分な対応を図り、その実現状況や取組の実施状況について継続して検証する。

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることから、いじめの問題を根本的に克服するためには、いじめの未然防止が重要であり、すべての児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくることを目指して、関係者が一体となって継続的に取り組む必要がある。

その実現のためには、学校での教育活動全体を通じ、すべての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことを単なるスローガンとしてではなく、実生活における行動として身につけさせることが必要である。その際には、児童生徒の豊かな情操や道徳心を醸成し、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度を育成し、心の通う人間関係を構築する力を養成することが重要である。

また、いじめの背景にはストレス等の心理的な要因もあることから、その解消・改善を図るなど、ストレスに適切に対処できる力を育むことも忘れてはならない。

学校にかかわる大人たちが一体となって、すべての児童生徒が毎日の生活において安心して過ごし、自己有用感や充実感を感じられるような働きかけをすることも、いじめの未然防止に結びつくはずである。

さらに、学校におけるいじめの問題は社会全体で対応することが重要であることから、市民全体がいじめにかかわる取組の重要性について認識し、地域、家庭と一体となって取り組んでいけるような普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知するよう努めなければならない。

いじめの早期発見のため、学校は教育委員会と連携して、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して常に児童生徒のわずかなサインも見逃さないようにすることが不可欠である。

(3) いじめへの対処

学校は、いじめがあることを確認した場合、直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導することが必要である。また、家庭への連絡や教育委員会への相談のほか、事案に応じて関係機関と連携することが求められる。

このため、教職員は平素からいじめを把握した場合の対処について理解を深めておかなければならない。とりわけ、いじめたとされる児童生徒からの事実確認等は、その立場や状況を十分に配慮しながら慎重に行う必要がある。また、学校は教職員の対人関係スキルを身につけるための研修等を実施するとともに、教職員全体（学校いじめ防止等対策委員会）で情報を共有し、その分析と検討を速やかに行うなど組織的に取り組む必要がある。

(4) 家庭や地域との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すことは学校教育の基本であり、その実現には、学校関係者と地域、家庭との連携が欠かせない。こうした観点から、いじめの問題についても、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が協議する機会を設けたり、学校評議員会を活用したりするなど、多様で具体的な対策が立てられ、それらが有効に機能するよう取り組んでいかなければならない。

また、学校と地域、家庭が連携・協力して、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができる環境作りを推進する必要がある。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、学校や教育委員会が、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等）連携することも必要である。

そのため、平素から、学校や教育委員会と関係機関の担当者による連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが求められる。

4 いじめ防止等対策委員会の設置

(1) 目的

法第22条に基づき、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、常設の組織を設置する。

組織の名称は、「北部中学校いじめ防止等対策委員会」とし、年2回以上は開催するよう努める。

(2) 機能

- ・「学校いじめ防止基本方針」について検討を行う。
- ・生徒のいじめの現状分析や、それを効果的に防止するための具体的で実践的な方策を検討する。
- ・外部専門家から意見を聞き、学校の対応等に活用する。
- ・学校で把握したいじめに対して、組織的な対応を推進するとともに、その取組

に対して協議、調整、評価を行う。

- ・ 学校で把握したいじめの重大事態に対して、教育委員会と連携し対応する。

(3) 構成等

本校の複数の教職員、心理に関する専門的な知識を有する者、その他必要に応じて、外部専門家等で構成する。

- ・ 学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる教職員などで構成する。なお、問題の状況等に対応して関係教職員などを参加させるが、場合によっては特定の教職員を含めないこともある。
- ・ 心理や福祉の専門的な知識を有する者を構成員とする。
- ・ 構成員については、PTA、学校評議員等に情報を提供し、状況に応じて、その意見を聴くことができる。

構 成 員	校内	校長・教頭、生徒指導主事、学年生徒指導、養護教諭、人権教育主任
	外部専門家等	SC、SS、児童相談所、主任児童員、PTA会長、北合志警察署、北区役所

5 学校におけるいじめの防止等に関する取組

本校基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップのもと、一致協力体制を確立し、学校の設置者とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進する。

(1) いじめの防止のための取組

① いじめについての共通理解

- ア 職員会議等で学校の基本方針に基づいて対応することを徹底する。そして、個々の教職員がいじめの問題を一人で抱え込むことなく、学校が組織として一貫して対応する。
- イ 本校生徒指導の目指す学校像に、いじめ防止をふまえた目標を設定し、学校の教育活動全体を通して、生徒たちに意味や意義を伝え、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ということを意識化させる。
- ウ 年間を通じて、適宜生徒がいじめの問題について学ぶ時間を設定する。
- エ 発達障がいを含む、障がいのある生徒が加害や被害となるいじめについては、教職員が個々の生徒の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用して情報を共有するとともに、当該生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
- オ いじめ根絶強化月間の中での全校集会や定期的に行われる全校朝会等で、全校生徒に対し、いじめに関する講話やいじめ防止に対するの集団としての実践力の評価を定期的に行う。
- カ 大規模災害等により被災し、避難している生徒については、非日常的な環境への不安感等を含めた心身への多大な影響を教職員が十分に理解し、心のケアを適切に行いながらいじめの未然防止・早期発見に努める。

- ② いじめに向かわせない態度・能力の育成
- ア いじめ発生時における学校の対応をあらかじめ示すことで、生徒及びその保護者に対し、学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につなげる。
 - イ 生徒会を通して生徒が主体的に考え、いじめを防止する取組を推進する。
 - ウ いじめ防止等に向け、教職員、生徒の人権意識を高める活動等の充実を図る。
 - エ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実を図る。
 - オ 対人関係に関わるさまざまな体験活動を促進するとともに読書活動の充実を図る。
 - カ 集団の一員としての自覚とコミュニケーション能力等を育成する。人間関係から発生する困難に対して、前向きにかつ適切な対応ができる対人関係力を身につけさせる。
 - キ 部活動等を通して、社会的な態度を育成し、対人関係力の育成を図る。
- ③ いじめが起きにくい集団の育成
- ア 一人一人の大切さが理解できる授業づくりを推進する。
 - イ 生徒間の人間関係を把握し、一人一人が活躍できる場を設定する。
 - ウ 生徒が、人間関係を含む様々なストレスに適切に対処できる力を育む。
 - エ P T A活動において、保護者同士の相互理解を深めるための活動を促進する。
- ④ 児童生徒の自己有用感や自己肯定感の育成
- ア 全ての教育活動を通して、生徒が主体的に行動し、他者の役に立っているという自己有用感や、自分自身のよさを認め、自分は大切な存在であると思える自己肯定感の向上に努める。
 - イ 体育大会や縦割り合唱コンクール、教育キャンプや修学旅行など、生徒の主体的な行事の運営により、それぞれの役割を果たすことを通して、自己有用感を高める。

(2) いじめの早期発見の取組

- ① 全ての教職員は、日常的に生徒との積極的な関わりをもつことで、生徒が安心して相談できる信頼関係を構築するよう努める。
- ② 定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、いじめの実態把握に取り組む。
- ③ 「いじめのチェックリスト（保護者用、教職員用、学級担任用）」を定期的に活用し、その分析を行い、その結果を指導に活かす。
- ④ いじめについて生徒や保護者が、校内で相談できる場所及び教職員等について、周知徹底を図る。
- ⑤ 生徒・保護者・地域等へ、面談や電話・メール等での相談の窓口を周知する
- ⑥ 教職員は日常的に生徒の様子に目を配り、生活ノート等を活用して交友関係や悩みを把握する。
- ⑦ 生徒の心身の状況に配慮した健康観察に全職員で取り組む。
- ⑧ 養護教諭と担任が連携し、健康相談を通して、いじめの早期発見と迅速な対応に努める。

- ⑨ 毎週、生徒支援部会を実施する中で、出席状況や学校生活の様子で気になる生徒（心配な生徒）を出し合い、その現状把握と対応策を協議する。

（3）いじめに対する措置

- ① いじめの発見・通報を受けたときの対応
- ア いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為をとめる。
 - イ いじめの疑いがある相談や訴えがあった場合には、その子の立場に立って、話を十分に聴いたうえで可能な限り早急に対応する。生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、極めて大きな負担を要する。教職員はこうした事実を十分に理解し、迅速に対応する。
 - ウ いじめられた生徒やいじめを報告してきた生徒の安全を確保する。
 - エ 担任等がいじめを自らで解決するものとして抱え込むことなく、管理職等に速やかに報告するなど、組織的な対応を要請する。
- ② いじめの事実確認と報告
- ア いじめ防止等対策委員会が中心になり、いじめの事実確認を行い、情報の記録と保存に努める。校長は、その結果を教育委員会に報告する。
 - イ 家庭訪問等により、事実として確認された具体的な内容を可能な限り迅速に保護者に伝える。
 - ウ いじめが犯罪行為、あるいはその疑いがあると認められるとき、もしくは重大な被害が生じるおそれがあるときは、所轄警察署と相談することを含め適切に対処する。
- ③ いじめられた生徒又はその保護者への支援
- ア いじめられた生徒や保護者に寄り添い支える体制をつくる。
 - イ いじめた生徒に対して、必要に応じて別室指導や出席停止の措置によりいじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- ④ いじめを行った生徒への対応
- ア いじめた生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を考え、当該生徒が抱える課題や悩みを理解するなどの教育的な配慮をしつつ、併せて毅然とした態度で指導する。
 - イ いじめた生徒には、いじめられた児童生徒の気持ちを理解させるとともに、思いやりの気持ちや共感的な態度を身につけさせる。
 - ウ いじめた生徒への対応は、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下に取り組む。
- ⑤ いじめが起きた集団への働きかけ
- ア いじめを止めることができないときは、その事実を誰かに知らせることが重要であることを理解させる。
 - イ いじめに直接関わらなくても、周囲からはやしたてたり、傍観したりすることは、いじめに加担する行為であることを理解させる。
 - ウ 生徒たちが、学級全体で話し合うなどして、いじめをなくそうとする態度を育成し、実践する力を身につけさせる。

エ いじめは、謝罪のみで終わらせるのではなく、関係した生徒の人間関係の修復を経て、好ましい集団活動を取り戻すよう働きかける。

⑥ ネット上のいじめへの対応

ア ネット上にアップロードした画像や動画等の情報は無制限に拡散し、その後に消去することが極めて困難である。生徒にはそうした行為がいじめの被害者にとどまらず学校や家庭・社会に多大な被害を与える可能性があるなど、深刻な影響を及ぼすことを理解させる。

イ ネット上のいじめは、名誉毀損罪や侮辱罪、損害賠償請求の対象となり得ることや、重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる。

ウ 学校非公式サイト等パトロールで発見され、報告を受けたネット上のトラブルに対して、迅速に対応する。また、ネット上の不適切な書き込み等は、直ちに削除させる。

※ いじめは、単に謝罪によって安易に解消とすることはできない。

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

○ いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が少なくとも3か月間継続している。

教職員は、この期間被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、その期間が経過した段階でいじめの有無について改めて判断する。当該行為が止んでいない場合は、さらに、相当の期間を設定して状況を注視する。

○ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒本人及びその保護者と面談等を実施し、心身の苦痛を感じていないかどうかを確認する。

※ 学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、被害生徒及び加害生徒を、日常的に注意深く見守る必要がある。

(4) 教育相談体制

生徒及び保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。

- ① スクールカウンセラーの積極的な活用を促す。生徒本人だけではなく、保護者、教職員の利用も進める。
- ② 年間2回の教育相談を活用し、生徒一人ひとりの現状を把握し、生徒理解に努める。
- ③ 年間4回の不登校対策委員会及び週1回の登校支援委員会において、不登校生徒の現状を把握し、関係生徒への早急な対応を実施する。また、新たな不登校生徒を生み出さない取り組みを行う。

(5) 生徒が主体となる取組

生徒が、他人を思いやる心や感謝する心を持ち、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと成長できるよう、様々な体験活動を通し、豊かな心を育む教育を推進する。

- ① 学級活動、生徒会活動等において、生徒が自らいじめの問題について考え、議論する等、生徒自身の主体的な活動を推進する。
- ② 人権が尊重される学習活動・人間関係づくり・環境づくり等に視点を当てた人権教育が推進されるように努める。
- ③ 学校の教育活動全体を通じて互いの人格を尊重し、命を大切にすることや規範意識を育む道徳教育の充実を図る。

(6) 研修

いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の研修を充実させ、リスクマネジメントを含めた、校長をはじめ全ての教職員のいじめ問題に関する対応力等の向上を図る。

① 校内研修の充実

いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を年間指導計画に位置づけ実施する。

また、全ての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解し、いじめ問題に対して適切な対処ができるよう、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修を推進する。

(7) 家庭や地域との連携

- ① 学校基本方針等について保護者や地域の理解を得る機会を設け、いじめ問題の重要性について認識を深める。
- ② 多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるよう、学校と家庭、PTA、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。
- ③ 校区の自治協議会、青少年健全育成協議会、防犯協議会の会議に参加し、学校のいじめ問題に対する取り組み状況を説明し、地域からの情報提供と協力を求める。

(8) 関係機関との連携

- ① 熊本市教育委員会総合支援課をはじめ、北合志警察署生活安全課、児童相談所、保健子ども課等との連携のもと、子どもの悩み相談やいじめ防止等に対応できる体制づくりを推進する。年度当初の北部中校区少年非行防止ネットワーク会議において関係諸機関に対して本校のいじめ防止基本方針を説明し、理解と協力を求める。
- ② スクールサポーターと連携し、相談や学校訪問の協力を依頼する。

(9) 重大事態への対応

(1) 重大事態の意味

法第28条で、重大事態とは、次の①、②に規定する疑いが認められる場合を言う。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品などに重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。

- ② いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。「相当の期間」については、不登校の定義11を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握をしていない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言しないよう留意する。

(2) 重大事態の発生と報告

学校は、重大事態が発生した場合、法第30条第1項12の規定により、事態発生について、速やかに教育委員会を通じて、市長に報告しなければならない。

(3) 重大事態に対する調査及び組織

教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断した場合は、速やかに当該事態に係る調査（法第28条第1項の規定による調査、以下調査という）を行う。上記調査を行う組織は、教育委員会については附属機関である「熊本市いじめ防止等対策委員会」、学校については「(学校名) いじめ防止等対策委員会」とする。いずれの組織が調査を行うかは、いじめられた児童生徒又は保護者の訴え、それまでの経緯や事案の特性等を踏まえ、教育委員会が判断する。調査は迅速に行い、その方法については、国の基本方針や「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（文部科学省）を十分参考にする。

(4) 調査結果の報告

- ① 教育委員会又は学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒や保護者に対して説明する。なお、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを

受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査の結果に添付すべき書類として市長に送付する。

- ② 調査結果については、市長に報告する。

6 取組の評価等（PDCAサイクルについて）

- (1) 学校評価の「豊かな心をはぐくむ教育の推進」で、「いじめや問題への対応」の評価を実施し改善に生かす。
- (2) 生徒、保護者、教職員の評価に基づき、学校評価（自己評価）を実施する。
- (3) 学校評価（自己評価）を提示し、学校関係者による評価をいただき、次年度への改善点の確認と具体的な計画の策定に取り組む。

※具体的な取り組みは生活アンケートの実施、生徒支援部会の取り組みなどによる。